

## 意見書

「平成22年度栄区民意識調査」における問13（横浜環状南線への期待について）とその集計方法の妥当性について、社会調査法の観点から以下の通り意見を述べる。

【1】設問では「横浜市では横浜環状南線の整備を促進しています。この道路は、金沢区釜利谷町から栄区を通り戸塚区汲沢町に通じる延長8.9 kmの高速道路で、東名や中央道につながる国の「圏央道」としての役割のほか、環状4号線の混雑緩和などが期待されます（※）。」というリード文が記載され、その後「あなたは横浜環状南線に何を期待しますか。」と尋ねている。このリード文は明らかな誘導的記述であり、自治体が整備を促進していることを明示していることは「威光暗示効果」として回答結果に影響を与えてしまう。こうした設問形式は方法論的に極めて不適切な設計とされ、「社会調査では対象者の真意を測れないので間違っても使ってはならない」（大谷信介他編著『社会調査へのアプローチ[第2版]』[ミネルヴァ書房刊]100頁）ともされている。

被告代理人は準備書面1にて、選択肢に「南線建設に否定的な意見を反映させる選択肢」（29頁）が設けられていることを根拠とし、本設問が南線の必要性も含めて「極めて中立的に問うているもの」（同頁）であると評価しているが、リード文に記された自治体が想定する「期待」に対応する内容の選択肢が列記されており、こうした構造が誘導効果をもたらすことは明らかである。特に、南線についてよく知らない回答者はリード文を手がかりとして回答を選択することになりやすく、結果的に自治体が想定する「期待」へと誘導されてしまう傾向が強い。

また、選択肢のみに着目しても問題点を見いだすことができる。選択肢の作成に当たっては方法論的に注意すべき点はいくつかあるが、本設問においては、事業による効果を示す選択肢、「早期の完成」といったプロセスに関する選択肢、「道路整備は必要ない」という事業自体の是非を示す選択肢が混在しており、選択肢の意味内容の水準・カテゴリーを統一するという基本事項が守られていない。したがって、回答者は異なる水準・カテゴリーに属する内容を無理矢理比較検討し、回答しなければならない。仮に事業による効果を示す選択肢のみに限定して考えた場合でも、「など」といった曖昧な表現を多用している上、「圏央道がつながり、東名や中央道に直結することによる、移動性の向上などの効果」という選択肢は、1つの選択肢の中に分節されるべき2つ以上の回答内容を混入させたいわゆる“ダブルバーレル”構造になっており、やはり方法論的にきわめて杜撰な構成となっている。

以上の理由から、本設問は南線に対する回答者の意向を中立・公正な視点から正確に把握するための妥当性を欠くものと判断する。

本来、「期待」も含めた南線に対する意向を正確に問うためには、事業に関する回答者の認知度と意向を分けた上で、以下の順序で設問を構成すべきである。すなわち、この事業の内容（ルート、構造、予測交通量等々）に対する認知度をまず把握し、一定以上認知している回答者にのみ事業の必要性の有無を回答してもらう。その上で、必要性ありと回答

した者のみに期待する効果や事業プロセスについて尋ねる。さらに、事業に対する一定以上の認知をもつ回答者全員に対して、事業に対して懸念すること（事業がもたらす負の影響）についても質問すべきであろう。

なお、被告代理人は準備書面 1 において「本件区民意識調査は区民の日常生活における意識・行動…（中略）…客観性と公正性を確保して栄区が実施したものである」（29 頁）ことを強調しているが、実施主体が自治体であることは、その調査が公正かつ客観的なものであることを保証しない。むしろ、行政による調査にこそ方法論上不適切なものが多いということは、学界ではよく知られた事実である（大谷信介編著『これでいいのか市民意識調査』[ミネルヴァ書房刊]等を参照のこと）。

**【2】** 本設問について、調査結果報告書における単純集計結果は、選択肢ごとに全回答者数 1,390 名を母数とした比率（%）が提示されているが、この集計方法が数学的または統計学的に誤ったものであることは明白である。この設問では「○は 2 つまで」となっているが、これは制限連記法、制限多重回答法などと呼ばれるものである。制限連記法による回答の場合、「○は 2 つまで」という指示であれば、1 つの選択肢のみに○をつけるか、あるいは 2 つに○をつけるかは、回答者により異なってくる。回答者ごとに選択回答数が異なるということは、すなわち、母数となるべき全回答者数の条件が選択肢間で統一されていないということである。したがってこのような条件の下で選択肢ごとに 1,390 名を母数とした比率を算出しても、それはまったく意味を成さない。したがって、今回の集計方法は妥当性を欠くものであると判断する。

このように、比率の算出における母数の設定に困難を伴うため、近年では、制限連記法はできる限り避けるべきとされている回答法である。そして、集計上の困難を避けるためにも、社会調査としては単一回答法か多重回答法（いくつでも○）のどちらかを用いることが多く、内閣府の世論調査でも制限連記法はほぼなくなりつつある。なお、やむをえず制限連記法を用いた場合、先述の困難を理由に比率ではなく度数（回答数）のみを単純に示すことが多い。

ところで、被告代理人は準備書面 1 において本設問を「複数回答式」（30 頁）と見なし、回答者数を母数とした回答項目（選択肢）ごとの比率を算出することが「極めて一般的な集計方法」（29 頁）であると述べている。また、「第 7 回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」においても、同様の集計方法が採られている」（30 頁）ことを指摘し、その正当性を主張している。しかしながら、これらの主張は方法論的に無知であるが故の誤ったものである。

確かに「第 7 回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」では被告代理人がいうところの「複数回答式」、すなわち多重回答法が採用されており、したがって選択肢ごとに全回答者数（全標本数）を母数とした回答比率を算出しても何ら問題はない。多重回答法において回答者は選択肢に「いくつでも○」をつけることができる。これはつまり、全回答者が個別の選択肢のすべてについて○をつけるか否かを判断し、回答することを意味する。こうした条件の下であるからこそ、1 つ 1 つの選択肢ごとに全回答者の何パーセントが○をつけたか（比率）を集計することが有意となるのである。

ところが本設問（「平成22年度栄区民意識調査」問13）は前述の通り制限連記法によるものであり、それは多重回答法とはまったく異なるものである。母数となるべき全回答者数の条件が選択肢間で統一されていない制限連記法において、それが統一された多重回答法と同じ集計方法を採用するのは明らかな誤りであるといえよう。被告代理人は、方法論的に適切な「第7回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」における多重回答法およびその集計方法を自らの主張の正当性の根拠として提示しているが、回答法が異なる以上、それは無意味であり、「平成22年度栄区民意識調査」問13の集計方法が妥当性を欠くことに変わりはない。

なお、「多数の学識経験者の協力」（被告側準備書面1:30頁）を得たからこそ、「第7回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」では集計・分析に支障をきたす制限連記法ではなく多重回答法を採用したと推察され、無知による事実誤認とはいえ、こうした信頼性と妥当性を備えた調査の集計方法が、「平成22年度栄区民意識調査」問13における杜撰な集計方法を正当化する根拠として利用されたことは、極めて遺憾である。

以上

2012年4月2日

玉川大学リベラルアーツ学部 准教授  
小山 雄一郎

（一般社団法人社会調査協会認定 専門社会調査士 [認定番号：第000238号]）